

事務連絡
平成 29 年 7 月 20 日

各業界団体 御中

国土交通省土地・建設産業局
不動産業課

改正個人情報保護法の施行に伴う対応について
(宅地建物取引業、マンション管理業及び賃貸住宅管理業)

本年 5 月 30 日から改正個人情報保護法（以下、「法」という。）が施行されたことに伴い、主務大臣が有していた同法に関する監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたところですが、宅地建物取引業、マンション管理業及び賃貸住宅管理業については、法第 44 条第 1 項及び同法施行令（以下、「令」という。）第 13 条第 1 項の規定により、法第 40 条第 1 項に規定する権限（報告徴収・立入検査）が国土交通大臣に委任されたところです。

また、法第 77 条及び令第 21 条第 1 項の規定により、法第 40 条第 1 項に規定する権限に属する事務（以下、「検査等事務」という。）は、当該権限が事業所管大臣に委任された場合において、他の法令の規定により地方公共団体の長が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長が行うこととされています。

宅地建物取引業はこれに該当することから、都道府県知事免許業者への検査等事務は当該都道府県知事が行うこととなります。（別添 1、2 参照）

つきましては、個人情報の漏えい等事案が発生した場合には、宅地建物取引業者（都道府県知事免許業者）については各都道府県へ、宅地建物取引業者（国土交通大臣免許業者）、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者については管轄の地方整備局等へ速やかにご報告いただきますようお願いいたします。（別添 3、4 参照）

報告いただいた漏えい等事案は、各都道府県又は国土交通大臣を経由して、個人情報保護委員会へ報告されます。

(参考資料)

・別添1

「改正後の個人情報保護法の権限の変更について」

・別添2

「個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について」

・別添3

「改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏洩等事案発生時の報告先について」

・別添4

「個人データの漏えい事案の報告について」

※宛先（報告先）を適宜修正の上ご使用ください。

※別添2～4については個人情報保護委員会HPで公表されています。

【別添2、3】

URL (<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/kengenInin/>)

【別添4】

URL (<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/>)

<担当課>

国土交通省土地・建設産業局不動産課

TEL 03-5253-8111（代表）

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

TEL 03-6457-9849

改正後の個人情報保護法の変更について

(他の法令により事業者への報告徴収等の監督事務を地方公共団体の長等が行うこととされている場合)

- 個人情報保護法の改正により、個人情報保護委員会へ権限が一元化されることとなりますが、事業所管大臣に委任されない権限については、たとえばそれが他の法令により報告徴収・立入検査の事務が自治体の事務とされている場合であっても、同委員会が実施することとなります。
- 他方、事業所管大臣に委任された権限について、他の法令により報告徴収・立入検査の事務が自治体の事務とされている場合は、現行と同様に自治体が実施することとなります。

<改正前>

主務大臣（事業所管大臣）

- 報告徴収（§ 32）
- 助言（§ 33）
- 命令（§ 34）
- 勧告（§ 34）

施行令 § 11
他の法令の規定により報告の徴収、検査、勧告その他の監督が地方公共団体の長が行うこととされているとき

(§67)地方公共団体の長

報告徴収（§ 32）

助言（§ 33）

命令（§ 34）

勧告（§ 34）

個人情報保護委員会に権限の一元化

- 報告徴収（§ 40）
- 立入検査（§ 40）
- 指導・助言（§ 41）
- 勧告（§ 42）
- 命令（§ 42）

<改正後> ※ 条項は改正後の条項を指す

個人情報保護委員会

権限委任（§44 I）

事業所管大臣（主務大臣）

施行令 § 21
検査等事務が事業所管大臣に委任された場合において報告の徴収又は検査にかかる権限が他の法令により地方公共団体の長が行うこととされているとき

- 報告徴収（§ 40）
- 立入検査（§ 40）

(§77)地方公共団体の長
報告徴収・立入検査

個人情報取扱事業者

個人情報取扱事業者

個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条では、法第40条第1項に規定する権限（報告徴収及び検査）が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された場合において、他の法令により事業者に対する報告徴収又は検査権限に属する事務が地方公共団体の長等の事務とされているときは、当該地方公共団体の長等が法第40条第1項に規定する権限（報告徴収及び検査）に属する事務を行うこととされています。令第21条の規定に基づき、地方公共団体の長等が行う法第40条第1項に規定する報告徴収及び検査の対象となる事業者のうち、個人情報保護委員会で把握しているものは次のとおりです。

【概要】

| 府省庁名 | 法令数 | 対象事業者数 |
|-------|-----|--------|
| 警察庁 | 2 | 2 |
| 金融庁 | 7 | 8 |
| 農林水産省 | 5 | 9 |
| 国土交通省 | 5 | 6 |

地方公共団体の長等が処理する事務

平成 29 年 5 月 30 日現在

| 府省庁名 | 根拠法令 | 対象事業者 | 執行機関 | 共管府省庁 |
|---------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|-------|
| 国家公安委員会 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 | 都道府県暴力追放運動推進センター | 都道府県公安委員会 | — |
| | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 | 犯罪被害者等早期援助団体 | 都道府県公安委員会 | — |
| 金融庁 | 労働金庫法 | 一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫 | 都道府県知事 | — |
| | 信用保証協会法 | 信用保証協会 | 都道府県知事（市町村の区域を越えない場合には市町村長） | 経済産業省 |
| | 農業協同組合法 | 都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 農林水産省 |
| | 水産業協同組合法 | 都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 農林水産省 |
| | 中小漁業融資保証法 | 都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会 | 都道府県知事 | 農林水産省 |
| | 農業信用保証保険法 | 農業信用基金協会 | 都道府県知事 | 農林水産省 |
| | 不動産特定共同事業法 | 一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者 | 都道府県知事 | 国土交通省 |

| 府省庁名 | 根拠法令 | 対象事業者 | 執行機関 | 共管府省庁 |
|-------|---------------------|--|--------|-------|
| 農林水産省 | 農業協同組合法 | 都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び都道府県の区域未達の区域を地区とする農業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 | 一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 水産業協同組合法 | 都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 水産業協同組合法 | 都道府県の区域を地区とする水産加工業協同組合連合会 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 水産業協同組合法 | 共済水産業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。） | 都道府県知事 | — |
| | 水産業協同組合法 | 漁業生産組合 | 都道府県知事 | — |
| | 水産業協同組合法 | 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 | 都道府県知事 | — |
| | 中小漁業融資保証法 | 都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 農業信用保証保険法 | 農業信用基金協会 | 都道府県知事 | 金融庁 |

| 府省庁名 | 根拠法令 | 対象事業者 | 執行機関 | 共管府省庁 |
|-------|----------------------|--|--------------------------|-------|
| 国土交通省 | 不動産特定共同事業法 | 一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者 | 都道府県知事 | 金融庁 |
| | 建設業法 | 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者 | 都道府県知事 | — |
| | 宅地建物取引業法 | 一の都道府県の区域内のみ事務所を設置して事業を営む宅地建物取引業者 | 都道府県知事 | — |
| | 不動産の鑑定評価に関する法律 | 二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者以外の不動産鑑定業者 | 都道府県知事 | — |
| | 不動産の鑑定評価に関する法律 | その事業が二以上の都道府県にわたる不動産鑑定士等の団体以外の不動産鑑定士等の団体 | 都道府県知事 | — |
| | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者 | 都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長） | — |

改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】

| 業種等 | 府省庁 | 漏えい等事案発生時の報告先 |
|--|--|--|
| 株式会社地域経済活性化支援機構 | 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 | 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 |
| 金融庁所管業者（※1） | 金融庁 | 金融庁、財務局、財務支局又は 地方公共団体（※2） |
| 犯罪被害者等早期援助団体 | 国家公安 委員会 | 都道府県公安委員会 |
| 暴力追放運動推進センター | | ・都道府県暴力追放運動推進センターについては、都道府県公安委員会 ・上記以外については、国家公安委員会 |
| 警察共済組合 | 警察庁 | 警察庁 |
| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 | 復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 |
| 電気通信業 | 総務省 | ・認定個人情報保護団体の対象事業者の漏えい等については、認定個人情報保護団体 ・認定個人情報保護団体の対象事業者以外の漏えい等については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 |
| 放送業 | | ・認定個人情報保護団体の対象事業者については、認定個人情報保護団体 ・上記以外については、総務省、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 |
| 郵便事業 | | 総務省 |
| 信書便事業 | | ・一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 ・上記以外については、総務省 |
| 債権管理回収業 | 法務省 | 法務省 |
| 公証業務 | | ・法務局又は地方法務局の管轄区域内の公証人については、法務局又は地方法務局 ・上記以外については、法務省 |
| 更生保護事業 | | ・保護観察所又は地方更生保護委員会が所管する更生保護事業者については、保護観察所又は地方更生保護委員会 ・上記以外については、法務省 |
| 株式会社日本政策投資銀行 生命保険契約者保護機構 損害保険契約者保護機構 日本投資者保護基金 銀行等保有株式取得機構 | 財務省 | 財務省 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 財務省 経済産業省 | 財務省 経済産業省 |
| 農業協同組合 | 農林水産省 | ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・上記以外については都道府県 |
| 農業協同組合連合会 | | ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするもの及び北海道の区域を地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管 |

| | | |
|---|----------------|--|
| | | <p>轄区域内を地区とするものについては、地方農政局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・ 上記以外については、都道府県 |
| 農業協同組合中央会（※3） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国又は北海道の区域を地区とするものについては農林水産省 ・ 沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・ 上記以外については、地方農政局 |
| 農業信用基金協会 JFマリンバンク支援協会 漁業信用基金協会 農林中央金庫 JAバンク支援協会 | | 農林水産省 |
| 漁業協同組合 水産加工業協同組合 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の区域を超える区域を地区とするものについては、農林水産省 ・ 上記以外については、都道府県 |
| 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の区域以上の区域を地区とするものは、農林水産省 ・ 上記以外については、都道府県 |
| 漁業生産組合 | | 都道府県 |
| 商品先物取引業 商品先物取引仲介業 | 農林水産省 経済産業省 | 農林水産省 経済産業省 |
| 包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業 | | 経済産業省又は認定個人情報保護団体（※4） |
| 信用保証協会 前払式割賦販売業 前払式特定取引業 指定信用情報機関 認定割賦販売協会 | 経済産業省 | 経済産業省 |
| 宅地建物取引業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都道府県内で営業している宅地建物取引業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・ 単一の都道府県内でのみ営業している宅地建物取引業者については、都道府県知事 |
| マンション管理業 賃貸住宅管理業 測量業 | | 地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 |
| 不動産特定共同事業 | 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都道府県内で営業している不動産特定共同事業者については、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 ・ 単一の都道府県内でのみ営業している不動産特定共同事業者については、都道府県知事（1号事業者及び2号事業者に限る。） |
| 不動産鑑定業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都道府県内に事務所を設ける不動産鑑定業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・ 単一の都道府県内でのみ事務所を設ける不動産鑑定業者については、都道府県知事 |
| 建設業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をする建設業については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・ 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者については、都道府県知事 |

（※1）一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種等」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇所があるが、それらの「府省庁」欄及び「漏えい等事案発生時の報告先」欄に重ねて金融庁とは付記していない。

（※2）詳細は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問IV-7参照。

(※3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 9 条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を指す。

(※4) 詳細は「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」II. 法令解釈指針・事例（7）個人データ漏えい等の報告等 参照。

平成 年 月 日

御中

組織名 _____
 担当部署 _____
 業種 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 (TEL : _____)

個人データの漏えい等事案の報告について

平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。

| | |
|--------------------------------------|---|
| ①報告種別 | 新規報告・続報（前回報告： 年 月 日） |
| ②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む | 発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日 |
| ③発生事実 | <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損 |
| ④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容 | |
| ⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数 | () 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載 |
| ⑥発生原因 | |
| ⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無 （被害がある場合はその内容） | |
| ⑧公表（予定） | 【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む | |
| ⑩再発防止策等 | |

| | |
|------|--|
| ⑪その他 | |
|------|--|

※ 前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について
(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)

個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。)を平成 28 年 11 月 30 日に公表した。

通則ガイドラインの「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応」において、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」こととしていたが、当該対応について次のとおり定める。

本告示において使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

なお、特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合については、本告示によらず、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)による。

1. 対象とする事案

本告示は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事案(以下「漏えい等事案」という。)を対象とする。

- (1) 個人情報取扱事業者が保有する個人データ(特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損
- (2) 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号)第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい
- (3) 上記(1)又は(2)のおそれ

2. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、次の(1)から(6)に掲げる事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

(3) 影響範囲の特定

上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

(4) 再発防止策の検討及び実施

上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。

(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(6) 事実関係及び再発防止策等の公表

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

3. 個人情報保護委員会等への報告

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。

(1) 報告の方法

原則として、個人情報保護委員会に対して報告する。ただし、法第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、法第44条第1項に基づき法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における個人情報取扱事業者の報告先については、別途公表するところによる（※1）。

(※1) 法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野の詳細についても、別途公表するところによる。

(2) 報告を要しない場合

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、報告を要しない(※2)。

(※2) この場合も、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施をはじめとする上記 2. の各対応を実施することが、同様に望ましい。

①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合(※3)

(※3) なお、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合(ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。)
- ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

②FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合(※4)

(※4) なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

